

# 沖縄県保育士等キャリアアップ研修事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、保育士等キャリアアップ研修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助の目的)

第2条 この補助金は、沖縄県保育士等キャリアアップ研修指定要領（平成30年1月10日制定・以下「指定要領」という。）に基づき県が指定する研修実施機関（以下「指定研修実施機関」という。）が実施する保育士等キャリアアップ研修（以下「研修」という。）事業に要する経費について、その経費の一部を補助することにより、離島地域における研修実施を促進し、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図ることを目的とする。

## (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、指定研修実施機関（市町村を除く。以下同じ。）が離島地域（宮古島市、石垣市とする。以下同じ。）において実施する沖縄県保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（令和元年7月29日制定。以下「実施要綱」という。）に規定する事業とする。

## (補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は補助事業を実施するために指定研修実施機関が支出した経費のうち、別表第2欄に定める経費とする。

## (補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表第1欄に定める補助基準額の合計額と第2欄に定める対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする指定研修実施機関は、知事が別に定める日までに交付申請書（第1号様式）、及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。「以下「消費税等仕入控除額」という。）」を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を指定研修実施機関の長に通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （中止又は廃止の承認申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、事業を中止又は廃止する場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。

2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、任意の様式により速やかに事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （変更交付申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第10条 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、補助金の交付申請を取下げようとする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下げ書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （状況報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、事業の遂行及び経費の支出状況について知事から要求があった場合は、速やかに事業実施状況報告書（第4号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

#### （補助金の概算払）

第12条 知事は、必要があると認める場合においては、補助事業の円滑な執行を図るため、第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知後、概算払をすることがで

きる。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)及び添付書類を知事に提出しなければならない。ただし、第8条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から15日以内の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく変更申請を承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、指定研修実施機関の長に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第8条第1項の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条第1項の決定の内容(第9条の規定に基づく変更申請を承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの

割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第16条 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、第13条の規定に基づく補助対象事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(第6号様式)により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第17条 補助金の交付を受けようとする指定研修実施機関は、補助金の額の確定通知を受理後、補助金請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、概算払いを受けようとする場合は、補助金交付決定通知の受理後とする。

(補助金の経理)

第18条 補助金の交付決定を受けた指定研修実施機関は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

別表

第1欄 補助基準額	第2欄 補助対象経費	第3欄 補助率
450,000円に離島地域での研修実施回数を乗じた額	<p>沖縄県保育士等キャリアアップ研修事業の実施に必要な経費</p> <p>(1) 人件費 報酬、給料、手当、共済費、賃金、報償費</p> <p>(2) 事務費 旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料</p> <p>ただし、受講者の実費負担相当額等（交通費、テキスト代等）を除く</p>	10/10